

岐阜県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

岐阜県公安委員会
委員長 林 正子

岐阜県公安委員会規則第五号

岐阜県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則
(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五百七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年岐阜県条例第四十一号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第二条 法第七十五条第一項に規定する個人情報ファイル簿は、別記第一号様式のとおりとする。

(開示請求書の様式)

第三条 法第七十七条第一項に規定する開示請求書は、別記第二号様式のとおりとする。
(開示決定通知書等の様式)

第四条 法第八十二条第一項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- 1 法第七十六条第一項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 別記第三号様式
- 2 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 別記第四号様式
- 3 法第八十二条第二項の書面は、別記第五号様式のとおりとする。
- 4 条例第三条第二項の書面は、別記第六号様式のとおりとする。
- 5 条例第四条の書面は、別記第七号様式のとおりとする。
(事案移送書等の様式)

第五条 法第八十五条第一項及び第九十六条第一項の規定による事案の移送は、別記第

八号様式により行うものとする。

2 法第八十五条第一項及び第九十六条第一項の書面は、別記第九号様式のとおりとする。

る。

(意見照会書等の様式)

第六条 法第八十六条第一項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、別記第十号様式のとおりとする。

- 2 法第八十六条第二項の書面は、別記第十号様式のとおりとする。
- 3 法第八十六条第三項（法第百七条第一項において準用する場合を含む。）の書面は、別記第十一号様式のとおりとする。

(電磁的記録に記録された保有個人情報の開示の方法等)

第七条 法第八十七条第一項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、公安委員会が適当と認める方法とする。

- 一 公安委員会が保有する専用機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて用紙に出力することができる電磁的記録 当該電磁的記録を公安委員会が保有する専用機器及びプログラムを用いて用紙に出力したもの若しくは再生したものの閲覧若しくは視聴又は用紙に出力したものの写しの交付
 - 二 公安委員会が保有する専用機器及びプログラムを用いて用紙に出力することができない電磁的記録 当該電磁的記録を公安委員会が保有する専用機器及びプログラムを用いて再生したものの閲覧、聴取又は視聴
- 2 法第八十七条第一項の規定により写しを交付する場合の部数は、一件の開示請求につき一部とする。

(開示の実施方法等申出書の様式)

第八条 令第二十六条第一項の書面は、別記第十二号様式のとおりとする。

(訂正請求書の様式)

第九条 法第九十一条第一項に規定する訂正請求書は、別記第十三号様式のとおりとする。

(訂正決定通知書等の様式)

第十条 法第九十三条第一項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

一 法第九十条第一項の規定による訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定

別記第十四号様式

- 二 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 別記第十五号様式
- 2 法第九十三条第二項の書面は、別記第十六号様式のとおりとする。
- 3 法第九十四条第二項の書面は、別記第十七号様式のとおりとする。
- 4 法第九十五条の書面は、別記第十八号様式のとおりとする。

(訂正実施通知書の様式)

第十一条 法第九十七条の書面（情報提供等記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された同法第二条第九項に規定する特定個人情報をいう。）の訂正を実施した旨を通知する場合に係るもの）は、別記第十九号様式のとおりとする。

(利用停止請求書の様式)

第十二条 法第九十九条第一項に規定する利用停止請求書は、別記第二十号様式のとおりとする。

(利用停止決定通知書等の様式)

第十三条 法第一百一条第一項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- 一 法第九十八条第一項の規定による利用停止（利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。）の請求（以下「利用停止請求」という。）に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 別記第二十一号様式
- 二 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 别記第二十二号様式
- 2 法第一百一条第二項の書面は、別記第二十三号様式のとおりとする。
- 3 法第一百二条第二項の書面は、別記第二十四号様式のとおりとする。
- 4 法第一百三条の書面は、別記第二十五号様式のとおりとする。

(審査会諮詢通知書の様式)

第十四条 法第一百五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知は、別記第二十六号様式により行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 1 岐阜県公安委員会が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成十八年岐阜県公安委員会規則第三号）は、廃止する。

附 則（令和七年六月十三日 岐阜県公安委員会規則第十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年十二月二日 岐阜県公安委員会規則第十六号）

この規則は、公布の日から施行する。